



# 議会だより たむら

2023  
**臨時号**  
令和5年1月1日発行

## 田村市新病院・厨房施設建設工事施工予定者選定調査 特別委員会（100条委員会）を設置

合併当初から市民の皆さまからの要望が多く、最優先課題としてきた「田村市新病院建設について」、建設工事に係る施工予定者の選定を田村市では初となる ECI 方式（※1）を採用し、選定委員会における工事施工予定者選定結果を9月定例会の代表質問及び全員協議会で市長から説明を受けました。

しかしながら、工事施工予定者の選定経緯等についての詳細な説明を重ねて要求してきましたが明確な説明が得られないことから、田村市議会基本条例に規定する「市民への説明責任を果たすため」、10月27日招集の第6回臨時会において、特別委員会設置の議員発議が提出され、採決の結果、賛成多数で可決されました。

これにより、選任された8人の特別委員会委員によって、田村市新病院・厨房施設建設工事施工予定者選定に関する調査を開始しました。

※1 ECI（アーリー・コントラクター・インボルブメント）方式とは、実施設計段階から施工予定者が事業に参画し、施工予定者が有する様々なノウハウや工法等を実施設計に反映することにより、工期の短縮や建設コストの縮減を図るもの。

### 田村市議会基本条例（抜粋）

平成29年10月1日施行

（議会の活動原則）

第2条

(3) 議決責任を深く認識し、**市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たす**とともに、市民にとって分かりやすい議会運営に努めること。

(4) 市民主権のもと、**市民の立場に立ち市政の監視・評価の強化に努める**こと。

（重要な政策等の説明）

第11条

2 議会は、市長等が**重要な政策等について**、基本方針及びその他これらに類するものを作成し、又は変更するときは、**当該政策等に関する内容の説明を求め**るものとする。

### 100条委員会と調査権限

100条委員会とは**地方自治法第100条**に基づき地方議会の議決により委任を受けた特別委員会のことです。

この委員会には、**100条調査権**という権限が与えられ、関係者の出頭・証言、記録の提出を請求することができます。また、正当な理由なく拒否した場合や虚偽の陳述を行った場合には、**罰則**があります。

しかし、**調査権は事実解明の手段であり、警察のような調査権ではないため関係者を罰することはできません。問題点の真相解明**をすることにより、**事務事業の改善又は変更などを促すもの**です。

令和4年10月27日の第6回臨時会において可決した決議内容は下記のとおりです。

## 田村市新病院・厨房施設建設工事施工予定者選定調査特別委員会設置に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり田村市新病院・厨房施設建設工事施工予定者選定事務に関する調査を行うものとする。

### 記

- 1 調査事項
  - (1) 田村市新病院・厨房施設建設工事施工予定者選定に伴う公募型プロポーザル業者選定に関する事項
  - (2) 選定委員会に関する事項
- 2 特別委員会の設置  
本調査は、地方自治法第109条及び田村市議会委員会条例第6条の規定により、田村市新病院・厨房施設建設工事施工予定者選定調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。
- 3 委員の定数  
委員の定数は8人とする。
- 4 調査権限  
本議会は1に掲げる調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を本特別委員会に委任する。
- 5 調査期限  
1に掲げる調査が終了するまでとし、閉会中もなお継続して調査することができる。
- 6 調査経費  
本年度に要する経費は、500,000円以内とする。



☆田村市議会ホームページアドレス☆  
<https://www.city.tamura.lg.jp/site/gikai/>



◆発行責任者：議長 大橋 幹一  
◆編集：議会広報委員会